

特別支援教育関連ニュース

2018年5月号号外 (VOL.2,NO4)

日本作業療法士協会 制度対策部 障害保健福祉対策委員会 障害児支援班

● 平成30年度 特別支援学校教員資格認定試験のご案内

作業療法士有資格者であれば試験科目が一部免除され、合格すると、特別支援学校の自立活動（肢体不自由）教諭の免許を取得することができる『特別支援学校教員資格認定試験』のご案内です。平成28-29年に開催した特別支援教育での実践に関する意見交換会においても、作業療法士が特別支援学校へ関わる方法のひとつとして紹介をしています。

特別支援学校教員資格認定試験制度の趣旨としては「広く一般社会に人材を求め教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に教員への道を開くため」とされています。

今年度の特別支援学校教員資格認定試験は、自立活動（聴覚障害教育）及び自立活動（肢体不自由教育）の2種目について実施され、作業療法士有資格者には試験科目の一部が免除されます。この認定試験に合格した方は、都道府県教育委員会に申請すると、合格した種目に応じて特別支援学校自立活動教諭の一種免許状（聴覚障害教育又は肢体不自由教育）が授与されます。今年度の教員資格認定試験の案内が独立行政法人教職員支援機構のホームページ <http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/h30/> に掲載されていますので詳細をご確認ください。

なお、出願期間は5月25日（金）から6月8日（金）となっていますので、関心のある方は早めにご対応ください。

次号発行は6月頃を予定しています